

＜ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて ＞

令和5年3月31日、厚労省より事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」が発出されました。(令和5年4月20日訂正版発出)

これにより、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例について、5月8日以降より診療行為コードが新設、及び廃止されております。

内容をご確認頂き、算定誤りの無いようご注意ください。算定方法につきましては、支払基金様、国保連合会様などにご確認頂きます様よろしくお願い致します。

また、5月8日以降は新型コロナウイルス感染症治療薬（経口薬：ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）の処方を受けた場合、その薬剤費について全額公費支援の対象となります。

（ORCAでは公費の種類「096治療薬補助」の登録が必要です。

「093PCR検査」「094コロナ軽症」は、原則として5月8日以降は使用できません。）
処方箋料、処方料等は公費支援対象には含まれませんのでご注意ください。

- ◆事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001089283.pdf>

- ◆事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001088431.pdf>

- ◆保医発0320第1号

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/001077088.pdf>

以上